

第3回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議

日 時：令和2年3月11日（水）

本会議終了後

場 所：南棟2階 第3応接室

次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等
- 3 各部局発言
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況

1 開催趣旨

- ・一昨日（3月9日）の国の専門家会議が示した見解では、我が国の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているのではないかとの認識。
- ・県内では、これまで新型コロナウイルスへの感染者が発生していないところであり、引き続き感染予防、拡大防止に全力を尽くす。
- ・政府は、昨日（3月10日）の対策本部で、第二弾の緊急対応策を決定したところであり、早急に個別の対応策の検討が必要。
- ・既に学校等の臨時休業措置やイベント等の中止・延期が行われているところであるが、こうした状況が長引くことにより、地域経済や観光等にも影響が見られ、また、子どもの居場所の確保といった問題も生じている。
- ・県内への影響の把握に努め、対応策を検討し、県としてとるべき対応を速やかに実行に移していくため、全庁連携して取り組むとともに、県民の皆様に御理解、御協力をお願いする。

2 発生状況等

- (1) 県内（令和2年3月10日現在）
感染者の発生なし
- (2) 県内の検査の実施状況（令和2年3月10日現在）
61件（陰性61件、陽性0件）
- (3) 国内（令和2年3月10日現在：厚生労働省 ※チャーター便、クルーズ船除く）
33都道府県（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県）

3 県の対応

(1) 態勢等

- 令和2年2月17日 危機対策本部設置（第1回本部会議）
令和2年2月28日 第2回本部会議

(2) 各部局等の対応

以下の対策等を実施

【総務部】

- ・職員等の新型コロナウイルス感染拡大防止について庁内各課に通知
- ・各私立学校に対し、文部科学省からの注意喚起等の通知を周知
- ・各市町村に対し、総務省等からの注意喚起等の通知を周知
- ・国における所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限の延長を踏まえ県税（個人事業税）の申告期限の延長を決定
- ・出勤困難休暇及び時差出勤制度の拡充等について庁内各課に通知

【企画政策】

- ・青森県庁ホームページのトップページに、緊急情報欄を設け、新型コロナウイルス感染症に係る情報へのアクセス性を高めるとともに、広報広聴課所管の各種媒体で、県民に対する広報を実施
- ・青い森鉄道(株)において、利用者に直接対応する駅員及び乗務員のマスク着用を義務付けしているほか、啓発ポスターを掲示。また、東北運輸局からの要請に基づき、車内や駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差通勤等の呼びかけを実施
- ・三沢航空科学館において、来館者に直接対応する職員のマスク着用を義務付け、手指消毒スプレーを入口や体験装置など各要所に設置しているほか、啓発ポスターを掲示
- ・総務省統計局からの通知に基づき、統計調査員に対し、「新型コロナウイルスQ & A」等を配布し、新型コロナウイルス感染症への対応について依頼

【環境生活部】

- ・県環境保健センターに整備計画に基づきウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターに予備費でウイルス検査機器を追加整備予定
- ・県環境保健センターへの兼務発令等による検査対応人員の増
- ・白神山地ビジターセンター等の所管施設での消毒液設置等の感染対策を徹底
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、デマに惑わされない冷静な購買活動等と呼びかけ

【健康福祉部】

- ・医療機関及び社会福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内及び施設内感染対策の徹底を依頼
- ・保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・二次医療圏ごとに「帰国者・接触者外来」を設置
- ・青森県環境保健センターに検査体制整備の依頼
- ・感染症指定医療機関に対して、感染症病床以外の入院病床の確保及び新型コロナウイルス感染症患者以外の入院制限を依頼
- ・「帰国者・接触者外来」設置医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、入院病床の確保を依頼
- ・医療施設等における感染拡大防止のための留意点について、県医師会、県歯科

- 医師会、県看護協会、各病院、各保健所に対して通知
- ・ 県民に対する感染予防対策の徹底等の呼びかけ（ラジオ、テレビ）
 - ・ ウイルス検査に必要となる検査機器の整備
 - ・ 新型コロナウイルス感染症医療対策会議（2月28日）による医療提供体制の検討
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症コールセンター」開始（3月10日～）

【商工労働部】

- ・ 中小企業者に対する支援策（相談窓口、融資制度等）について周知
- ・ 金融機関及び商工団体に対し、影響を受けた企業からの金融及び経営相談に適切に対応するよう要請
- ・ 新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者について、県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「災害枠」を適用
- ・ 県内中小企業者への影響について再度調査を実施し、必要に応じて追加の対応を検討
- ・ 商工団体等を通じて、県内企業に対し、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の推奨、テレワークや時差出勤の推進等について依頼
- ・ 県立職業能力開発校における施設内感染対策（消毒液設置、咳エチケット対策等）を徹底するとともに、万一学生等に感染症が発生した場合には出席停止及び休校等の措置を適切に実施

【農林水産部】

- ・ 県内グリーンツーリズム受入団体に対し、多言語コールセンターの利用等を周知
- ・ 消費者庁及び農林水産省からの通知を受け、「新型コロナウイルスの影響による中国産原材料の供給不足を受けた食品表示基準の弾力的運用」について、県ホームページにその概要等を掲載
- ・ 農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施
- ・ 営農大学校に対し、学生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について周知
- ・ 営農大学校卒業式について、学生や保護者等に対し、発熱や風邪の症状がある場合の出席の見合わせや手指消毒の徹底等を周知するほか、来賓出席者の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
- ・ 営農大学校を3月9日(月)から3月19日(木)まで臨時休業とし、これに併せて学生寮も閉鎖（引き続き3月20日(金)から4月5日(日)まで春季休業）
また、令和2年3月12日(木)に開催予定の令和2年度の入校説明会を中止し、文書通知に変更
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う農林水産分野への影響を把握するため、農林漁家民泊の利用状況、牛乳の流通状況及び農畜水産物の流通状況等に関する

調査を開始。今後、定期的に調査を実施しながら、必要に応じて国による対策の活用等を検討していく

また、ホームページ等により、農林水産分野に関する県や国の対策等について情報発信していく

【県土整備部】

- ・各フェリー会社に窓口が多言語コールセンターに関する情報の掲示の協力を依頼
- ・青森空港内において、ポスター掲示及び多言語コールセンターに関する情報等を掲示するとともに、県 HP へも多言語対応コールセンターや注意喚起について3カ国語（英・中・韓）で掲載
- ・青森空港内のドアノブ・手すりや手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化
- ・空港利用者に対しホームページで注意喚起を実施
- ・道の駅等、不特定多数の人が集まる場所への消毒液設置などの感染予防策を依頼
- ・県営駐車場、県営柳町駐車場、岩木川浄化センター及び馬淵川浄化センターに消毒液を設置
- ・岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター及び青い森公園内公衆トイレに感染症対策のポスターやリーフレットを掲示
- ・県道路公社が管理する有料道路の料金所・事務所において、徴収員のマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・工事等について、受注者から一時中止や工期延長等の申し出がある場合には、一時中止や設計図書等の変更（現時点で業務5件について一時中止及び履行期限の延期を実施）

【観光国際戦略局】

- ・県ホームページに注意喚起及び外国人旅行者向けコールセンター（J N T O）の連絡先を掲載
- ・在留外国人向けに「やさしい日本語」で注意喚起を表現し、ホームページに掲載
- ・外国人旅行者及び在住外国人に対して緊急時の連絡先の周知や感染予防を目的としたリーフレットやチラシ等を作成し配布予定
- ・観光事業者等への影響について継続して情報収集
- ・県立美術館、浅虫水族館、アスパムにおいてマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・浅虫水族館のイルカショーを2月29日から中止
- ・観光事業者等に対する衛生対策等の説明会開催（3月16～17日、県内4か所）（健康福祉部及び商工労働部と合同で実施）

【エネルギー総合対策局】

- ・量子科学センターにおいて手指消毒液の設置など感染予防対策を実施

【教育庁】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策等の情報について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ周知するとともに、参考として私立学校等へ情報提供
- ・文部科学省の通知を受けて、県立学校における卒業式（感染防止対策を講じ実施）
臨時休業（3月3日（火）から学年末休業日まで）
入学者選抜（感染防止対策を講じ実施、追検査の実施 3月23日（月））
の対応について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、子どもの居場所の確保について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、不特定多数が集まるイベント等を中止
- ・文部科学省から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業実施状況（子どもの居場所の確保等）アンケート調査を実施

【警察本部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する悪徳商法等の取り締まりの強化
- ・災害対策用に備蓄しているサージカルマスクを、県警本部内関係課及び18警察署に配分し予防対策を徹底
- ・空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備、各種犯罪抑止及び取締りの徹底、有事における迅速的確な対処を各警察署に指示
- ・青森県警察新型インフルエンザ等対策委員会を2月6日以降4回開催し、職員の感染予防の徹底、新型コロナウイルス感染症に関連する悪徳商法等の取り締まりの強化、サージカルマスク等の着用による業務の実施、政府の基本方針を受けた対応の指示を徹底、感染者認知前・後などの段階ごとにおける各所属での対応についての情報共有を指示
- ・今後の対応としては、警察職員に対する諸対策継続の徹底、県の対策への支援、職員感染時における業務継続計画の策定を予定

【県庁舎・各合同庁舎】

- ・来庁者手が触れやすい箇所の拭き取り清掃の強化及び手洗方法などの啓発ポスター掲示

4 今後の対応

（1）政府の第二弾の緊急対応策を踏まえた対策

政府の緊急対応策（別紙1）の詳細を速やかに把握し、県としてとるべき対応を速やかに実行に移し、今後の県内での健康被害、社会・経済への影響を最小限に抑える。

（2）県主催のイベント・行事等の実施について

県主催のイベント・行事等の開催の考え方（別紙2）については、当面継続する。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。**

別紙1

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策

- ・ **クラスター対策の専門家**を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆需給両面からの総合的なマスク対策

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、**マスクの転売行為を禁止**
- ・ **布製マスク2,000万枚**を国で一括購入し、**介護施設等に緊急配布**
- ・ **医療機関向けマスク1,500万枚**を国で一括購入し、**必要な医療機関に優先配布**
- ・ マスクメーカーに対する**更なる増産支援**

◆PCR検査体制の強化

- ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、**検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
- ・ PCR検査を**保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)**

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- ・ **緊急時に5,000超**の病床確保と**人工呼吸器**等の設備整備支援
- ・ AMED等の活用による**治療薬**等の開発加速

◆症状がある方への対応

- ・ **傷病手当金**の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、**わかりやすく積極的な広報**(典型的な臨床情報等)
- ・ **在留外国人、外国人旅行者**に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

◆保護者の休暇取得支援等

- ・ 正規・非正規を問わない**新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)**
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)

◆個人向け緊急小口資金等の特例

- ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等)

◆放課後児童クラブ等の体制強化等

- ・ 午前中から**放課後児童クラブ**等を開所する場合等の**追加経費を国費(10/10)**支援
- ・ **ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)**支援
- ・ **企業主導型保育施設利用者支援事業**の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)

◆学校給食休止への対応

- ・ 臨時休業期間中の**学校給食費の保護者への返還要請**、国による費用負担支援
- ・ **給食調理業者、食品納入業者、酪農家**等へのきめ細かい各種支援

◆テレワーク等の推進

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・ 特例措置の対象を**全事業主に拡大**、対象の明確化(一斉休業等)、**1月遡及適用**
- ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

◆強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置:総額1.6兆円規模

- ・ 「**新型コロナウイルス感染症特別貸付制度**」を創設(**5,000億円規模**)し、金利引下げ、さらに**中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保**の資金繰り支援
- ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・ **日本政策投資銀行(DBJ)**及び**商工中金**による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(**2,040億円**)
- ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応

- ・ **国際協力銀行(JBIC)**の「成長投資ファンド」等の活用(**最大5,000億円規模**)
- ・ **DBJ**による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆観光業への対応

- ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の**誘客先の多角化**等支援
- ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に**新型インフルエンザ等対策特別措置法**を適用

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・ **確定申告期限の延長**(令和2年4月16日まで)、**運転免許の更新の臨時措置**等
- ・ 公共工事等の柔軟対応(**工期の延長**等)や繰越の弾力的対応

◆国際連携の強化

- ・ WHO等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の規模

- 緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、**緊急対応策第2弾**として**4,308億円**の財政措置を講ずる。
- あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に**総額1.6兆円規模**の**金融措置**を講ずる。

1. 財政措置：4,308億円

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円

- 保育所や介護施設等における感染拡大防止策（107億円）
- PCR検査体制の強化（10億円）
- 需給両面からの総合的なマスク対策（186億円）
- 医療提供体制の整備（133億円）
- 治療薬等の開発加速（28億円）

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応：2,463億円

- 保護者の休暇取得支援等（新たな助成金：1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例：207億円）
- 放課後児童クラブ等の体制強化等（470億円）
- 学校給食休止への対応（212億円）
- テレワーク等の推進（12億円）

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応：1,192億円

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大（374億円）
- 強力な資金繰り対策（782億円）
- 観光業への対応（36億円）

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等：168億円

- WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出（155億円）

2. 金融措置：1.6兆円規模

- セーフティネット貸付・保証（6,060億円）
- 新型コロナウイルス感染症特別貸付（5,430億円）
- 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援（2,040億円）
- 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援（2,500億円）等

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1. (1)346億円(うち一般会計346億円)、(2)1,409億円(同989億円)、(3)797億円(同797億円)、(4)163億円(同163億円)。

新型コロナウイルス感染症について

1 国内の発生状況

全国33都道府県で感染患者が確認されている。

(北海道、宮城県、秋田県、福島県、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、栃木県、群馬県、山梨県、新潟県、長野県、石川県、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県)

2 県内の状況

- (1) 県内ではまだ発生なし
- (2) 疑い例61件 いずれも陰性(3月10日現在)
- (3) 相談センターの相談件数 別紙のとおり

3 健康福祉部の取組状況

- (1) 相談体制強化(保健所の電話回線の増設・携帯電話の配置、翻訳機の配置)
- (2) 検査体制の強化(PCR検査機器配置)
- (3) 「新型コロナウイルス感染症医療対策会議」による医療提供体制の協議・検討(2/28)
- (4) 「新型コロナウイルス感染症コールセンター」開始(3/10～)
- (5) 県民に対する感染症予防等のメッセージ発信
 - ・テレビCM(RAB 3/5～15)
 - ・新聞(広報あおもり県3/1号)
 - ・FMあおもり「あおもり・ふあん」(お知らせコメントの放送を検討中)

4 県民へのメッセージ

・県民の皆様におかれましては、風邪のような症状がある場合は、会社などを休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動に御協力をお願いします。

・特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところをできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いします。

これまで保健所に寄せられた相談件数(3月4日現在)

別紙

保健所	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
相談件数	20	345	138	218	256	100	481	366	1,924
帰国者・接触者相談センター関係件	1	46	18	65	82	32	101	117	462

* 相談件数に帰国者・接触者相談センターの件数も含む。

** 相談件数は1月下旬からの集計

*** 帰国者・接触者相談センターは2月6日からの集計

一週間の日ごとの相談件数(一般相談及び帰国者・接触者相談センター総計)

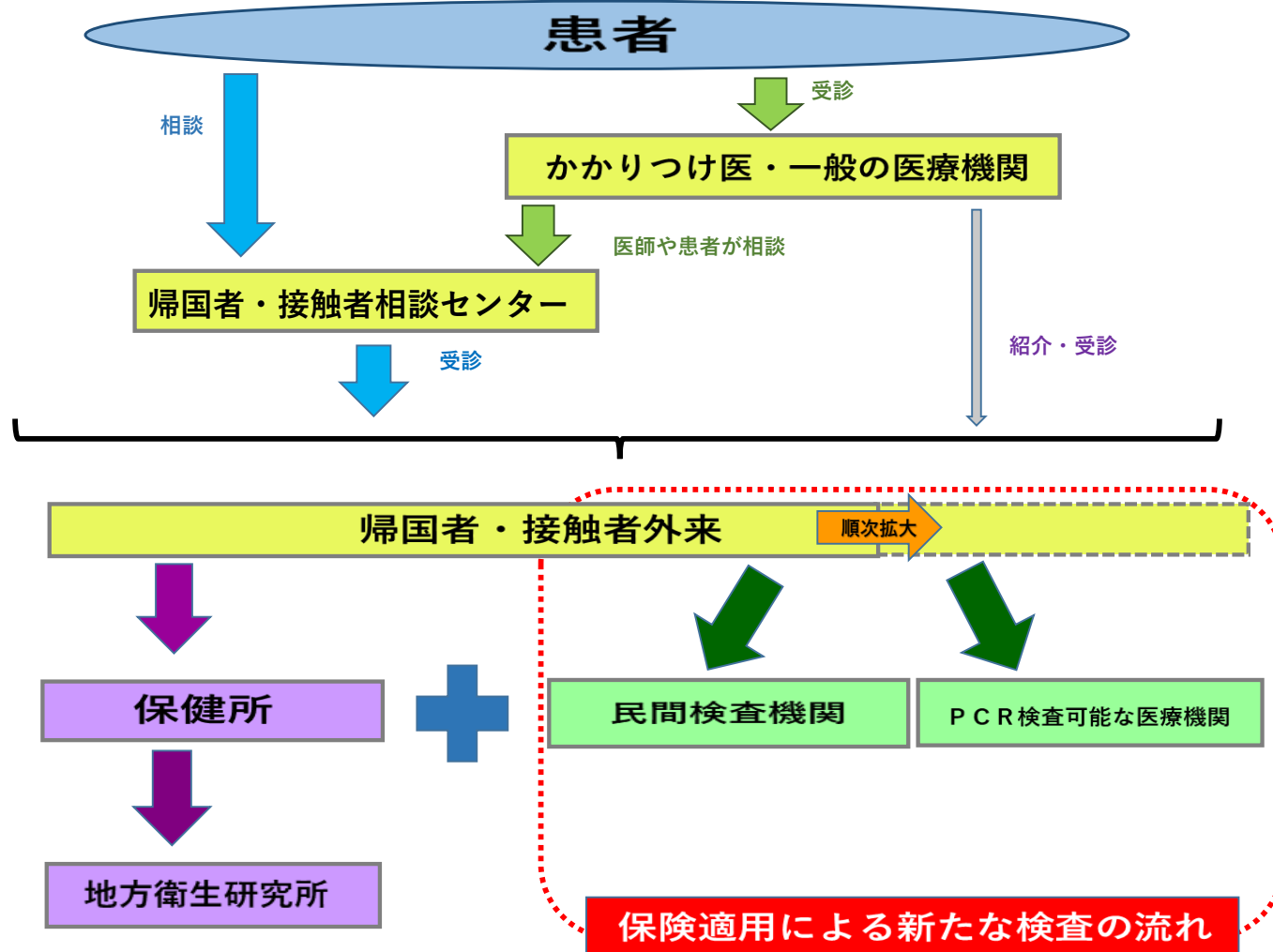
	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
27日	1	38	8	15	19	11	26	28	146
28日	2	35	15	27	22	11	32	21	165
29日	0	2	1	8	7	2	7	7	34
1日	0	3	2	3	3	1	15	9	36
2日	1	23	15	15	18	19	30	33	154
3日	2	39	8	24	24	8	27	15	147
4日	0	18	9	15	20	8	31	31	132

検査実施件数(3月10日現在)

検体数	61
陽性数	0
陰性数	61

新型コロナウイルスPCR検査の保険適用後の検査体制

- 保健所が行政検査の対象外と判断しても、医師の判断で直接検査機関等に検査委託することが可能。
- 院内感染防止、精度管理の観点から、帰国者・接触者外来で検査を行うよう依頼。
- 更に、今後は、民間の体制整備状況を踏まえ、保険適用による検査可能数の拡大を図る。



新型コロナウイルス感染症による県内航空路線への影響について

1 国内線（減便）

(1) 青森・東京線（減便前6往復12便/日）〈JAL3/4, 3/6 減便発表〉

期間	減便対象	出発	到着
3月8日(日)～12日(木)	JL141	羽田 7:50	青森 9:10
3月15日(日)～19日(木)	JL142	青森 9:55	羽田 11:15
3月14日(土)、18日(水)	JL147	羽田 14:55	青森 16:10
	JL148	青森 17:00	羽田 18:25

(2) 青森・札幌線（減便前5往復10便/日）〈JAL3/6、3/10, ANA3/11 減便発表〉

期間	減便対象	出発	到着
3月12日(木)～19日(木)	JL2803	新千歳 10:05	青森 10:55
	JL2804	青森 11:25	新千歳 12:15
3月13日(金)～19日(木)	NH1897	青森 11:10	新千歳 12:05
	NH1898	新千歳 11:45	青森 12:40

(3) 青森・大阪線（減便前6往復12便/日）〈JAL3/10 減便発表〉

期間	減便対象	出発	到着
3月13日(金)～14日(土)	JL2153	伊丹 11:25	青森 12:55
3月17日(火)～19日(木)	JL2154	青森 13:35	伊丹 15:15
3月15日(日)	JL2157	伊丹 16:00	青森 17:30
	JL2158	青森 18:05	伊丹 19:45

(4) 三沢・東京線（減便前3往復6便/日）〈JAL3/10 減便発表〉

期間	減便対象	出発	到着
3月17日(火)	JL155	羽田 8:20	三沢 9:40
	JL154	三沢 10:20	羽田 11:40

2 国際線

(1) 青森・ソウル線（運航日：水・金・日 週3往復）

運休期間：令和2年3月8日(日)～5月31日(日)

(2) 青森・台北線（運航日：火・水・木・土・日 週5往復）

運休期間：令和2年2月26日(水)～3月28日(土)

3 今後の対応

新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、今後も減便・運休期間の延長などが考えられることから、引き続き、各航空会社と連携を密にし、情報共有を図っていく。